

坂井市空家活用定住支援事業

この事業は、空家の有効活用を図ること、および定住促進を目的に市外から市内に居住を移すために空家を賃借する方に家賃の一部補助を行います。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 坂井市空き家情報バンクに登録されている物件（以下「空き家」という。）を賃借し、居住しようとする市外者で、同一世帯員が空き家所有者と3親等以内でない者
- (2) 宅地建物取引業者の仲介による賃貸借契約をする者
- (3) 坂井市税を滞納していない者

※入居前の届出（申請）が必要となります。契約前にご相談ください。

対象となる経費の範囲

次に掲げる要件をすべて満たす家賃

- (1) 一戸建て住宅全部の賃借であること
- (2) 共益費、駐車場代は対象外
- (3) 国、県、市における他の同様の補助制度を利用する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外

補助金の額

- (1) 補助対象経費の1/2以内で20,000円/月（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる）を限度とし、1年分とする。
- (2) 居住実績期間が1年以上の場合のみ、1年分まとめて補助金を支払う。

申込方法

本庁都市計画課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。
（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市役所 建設部 都市計画課 (0776-50-3052)